科研費

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 元年 5月18日現在

機関番号: 16201 研究種目: 若手研究(B) 研究期間: 2015~2018

課題番号: 15K17391

研究課題名(和文)大学に進学した児童養護施設入所経験者の自立に関する研究

研究課題名(英文) Independence of University Students Brought up in Children Care Institutions

研究代表者

西本 佳代 (Nishimoto, Kayo)

香川大学・大学教育基盤センター・講師

研究者番号:20536768

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 3,000,000円

研究成果の概要(和文):本研究は、大学に進学した児童養護施設入所経験者が自立に至るまでの経緯を明らかにし、自立に向けた支援策を考察することを目的としていた。研究助成を受けた期間に、4本の論文を作成し、5件の学会発表を行うことができた。それらを通して、児童養護施設退所後の新たな人的ネットワーク形成の必要性と、「自立」という圧倒的な目標を相対化する視点を持つ重要性を指摘することができた。

研究成果の学術的意義や社会的意義 本研究によって、大学に進学した児童養護施設入所経験者が自立に至るまでの経緯及び、自立に向けた支援策を明らかにすることができた。それにより、大学進学を通した文化的・社会的再生産の断絶の一手段を検討することができた。また、非伝統的学生像である貧困層に対して大学がどのような役割を果たしうるのか、考察を深めることができた。

研究成果の概要(英文): This study examines the independence process of university students who are brought up in Children Care Institutions (CCIs), and considers ways to support them. While research grants were being received, four articles were written and five conference presentations were done. The results are as follows: (1) university students brought up in CCIs need to make new connections after leaving the institute; (2) it is important to understand that "independence" is not all they seek

研究分野: 教育社会学

キーワード: 児童養護施設 大学進学 自立支援 インタビュー

1.研究開始当初の背景

児童養護施設とは、何らかの事情で保護者と一緒に生活できない子どもたちが生活する場で ある。 平成 25 年 10 月現在、全国 595 カ所の児童養護施設で 28.831 人の子どもたちが生活して いる(厚生労働省(2014)「社会的養護の現状について 平成26年3月」)。虐待や父母の精神疾 患、拘禁等、子どもたちが児童養護施設に入所する理由は多様かつ複合的である。そうした児 童養護施設入所の背景に、家庭の貧困の問題があること、またその貧困が世代を超えて連鎖す ることが指摘されている(松本伊智朗(2008)「貧困の再発見と子ども」浅井春夫・松本伊智朗・ 湯澤直美編『子どもの貧困』明石書店、14-61 頁ほか)。貧困の連鎖を断ち切るために教育は有 効な手段となりうる。しかし、学校教育費における私費負担の大きい家族依存型の日本の教育 システムでは、「経済的・社会的に不利を負わされた子ども・若者ほど「家族依存型」教育シス テムから早期に「排除」され、「自立」を強制される」(青木紀(2008)「学校教育における排除 と不平等」福原宏幸編『社会的排除/包摂と社会政策』法律文化社、215 頁)。 これはもちろん 児童養護施設で過ごす子どもたちにもいえることであり、2013年度においても、高校卒業者に 占める大学等進学者の割合は、12.3%(200人)にとどまっている(厚生労働省 同上)。また、 大学等に入学したとしても卒業に至らない割合が高い。過去十年間に大学等に進学した児童養 護施設退所者を対象とした調査では、約3割が退学しているという(認定 NPO 法人ブリッジフ ォースマイル調査チーム『全国児童養護施設調査 2012 社会的自立に向けた支援に関する調 查』)。

児童養護施設入所経験者の大学卒業はなぜ困難なのか。彼らに対する支援を検討するにはまずはその実態を知る必要がある。しかし、これまで大学に進学する児童養護施設入所経験者が数少なかったこともあり、その実態はほとんど明らかになっていない。そこで、報告者は、児童養護施設入所経験者を積極的に受け入れている私立X大学に通う学生を対象として、児童養護施設入所経験者の大学生活の実態を調査してきた(平成25-26年度科学研究費補助事業(若手研究(B))「児童養護施設退所者の大学進学に関する実証的研究」(課題番号25780519)。調査結果からは、経済面、学習面、進路、友人関係等において彼らが困難を抱えていること、また、そうした現状に対して大学版スクールソーシャルワーカーの配置が必要とされていることを指摘することができた。

しかしながら、この調査には大きく二つの限界があった。一つ目は、この調査で明らかにできたことが大学卒業に至るための支援であったということである。大学卒業がすなわち社会的な自立を意味するわけではない。大学在籍中に手厚い支援を行い、どうにか卒業までこぎつけることができても、その後に離職・転職を繰りかえす者もいる。そのため、彼らが大学卒業後にどのような生活を送っているのか、これまでどのような経験を経て、現在の状態に至っていると考えているのか明らかにし、彼らの自立に向けての支援の在り方を検討する必要があると考えた。

また二つ目は、児童養護施設入所経験者にとって大学進学とは何なのか明らかにできていないということである。大学に進学したとしても約三分の一の学生が中退する現状に鑑みれば、大学進学は彼らにとって大きなかけでもある。そこまでして、大学に何を期待し、何を得たのか明らかにできていない。そのため、大学を卒業した児童養護施設入所経験者に聞き取りを行い、彼らの自立にとっての大学進学の位置づけを明らかにする必要があると考えた。

2.研究の目的

本研究の目的は、大学に進学した児童養護施設入所経験者が自立に至るまでの経緯を明らかにし、自立に向けた支援策を考察することである。児童養護施設に入所した経験を持つ者の中でも大学に進学する者は、少数かつ望ましい成長を遂げた者として考えられ、研究対象となることはほとんどなかった。しかし、彼らもまた経済的、精神的困難を抱え、支援を必要としている。本研究は、大学を卒業した児童養護施設入所経験者を対象にインタビュー調査を実施し、彼らが自立に至るまでの経緯を明らかにする。また、その調査で得られた知見をもとに、児童養護施設入所経験者に対する大学における支援、児童養護施設のアフターケアのあり方について考察する。

3.研究の方法

本研究では、三つの対象について調査を行った。一つ目は、大学に在籍している児童養護施設入所経験者、二つ目は、大学を卒業した児童養護施設入所経験者、三つ目は、児童養護施設入所経験者を対象とした奨学制度を設けている大学・短期大学の教職員である。

(1)大学に在籍している児童養護施設入所経験者

大学に在籍している児童養護施設入所経験者を対象としたインタビュー調査を実施した。 2015 年から 2016 年にかけて児童養護施設入所経験者を積極的に受け入れている私立 X 大学 キャンパスにおいて実施し、合計2名から話を聞くことができた。インタビュー調査の実施にあたっては、協力者一人ひとりに文書・口頭にて研究の趣旨、個人情報の保護、回答の自由について説明し、同意を得た。

なお、すでに、平成 25-26 年度科学研究費補助事業 (若手研究 (B)) 「児童養護施設退所者の大学進学に関する実証的研究」(課題番号 25780519)の期間中に 16 名に対するインタビューと、36 名に対する質問紙調査を実施している。

(2)大学を卒業した児童養護施設入所経験者

大学を卒業した児童養護施設入所経験者を対象としたインタビュー調査を実施した。この調査は大きく二つに分けることができる。ひとつは、大学在籍時から継続的にインタビューに協力いただいている場合であり、もうひとつは、大学卒業後のみインタビューに協力いただいていた場合である。いずれも、児童養護施設入所経験者を積極的に受け入れている私立 X 大学の卒業生である。合計 12 名から話を聞くことができ、そのうち 5 名が大学在籍時からの継続的なインタビュー協力者、残り 7 名が大学卒業後のみのインタビュー協力者だった。なお、在校生調査同様、調査にあたっては、協力者一人ひとりに文書・口頭にて研究の趣旨、個人情報の保護、回答の自由について説明し、同意を得た。

(3)児童養護施設入所経験者を対象とした奨学制度を設けている大学・短期大学の教職員児童養護施設入所経験者を対象とした奨学制度を設けている大学・短期大学の教職員を対象としたインタビュー調査も実施した。2015年9月から2016年12月にかけて調査を実施し、合計10校15名の教職員から話を聞くことができた。

4. 研究成果

(1)研究の主な成果

インタビュー協力者の都合上(具体的には、職場環境への適応に困難を抱え、精神的にインタビューに応じる余裕がなかったため)当初の予定を一年延長したものの、その点以外はほぼ予定通りに研究計画を終えることができた。その結果、「1.研究開始当初の背景」に記載した二つ目の限界については、「児童養護施設入所経験者にとっての大学進学という経験」(日本教育社会学会第68回大会、2016年)において、ひとまずの回答を得たと考えている。すなわち、児童養護施設入所経験者にとっての大学進学とは、「名誉挽回」(石川准(1997)『アイデンティティ・ゲーム 存在証明の社会学』新評論)の手段であること、当事者にとって大卒資格が「パッシング」(Goffman, E., 1963, Stigma: Notes on the Management of Spoiled Identity, Prentice-Hall(=2012,石黒毅訳『スティグマの社会学 烙印を押されたアイデンティティ 』せりか書房).)として機能していることを指摘することができた。

一方、一つ目の限界については、問題設定そのものを問い直す必要に迫られた。本研究で設定した「自立」の概念は妥当だったのか、ということである。当初の予定通り、「大学に進学した児童養護施設入所経験者の実態と支援」(大学教育学会『大学教育学会誌』38(1)、118-126頁)では、「自立」に向けて大学で実施できる支援を明らかにした。具体的には、金銭管理に関する指導、当事者に自信を持たせるような機会の提供、キャリア教育の充実、という三つの支援の方向性を提示することができた。そして、「児童養護施設入所経験者の大学生活」(日本子ども社会学会『子ども社会研究』21号、203-219頁)と「児童養護施設入所経験者の大学生活を支えたもの」(中国四国教育学会『教育学研究紀要(CD-ROM版)』第61巻、632-637頁)では、大学生活を終えた児童養護施設入所経験者の語りから、「自立」に至る経緯を探った。そこでは、児童養護施設退所後の新たなネットワーク形成等といった要素を浮かび上がらせることができた。

しかしながら、調査を進め、理想的な「自立」をしたと見なされるインタビュー協力者の話を聞けば聞くほど、児童養護施設入所経験者の目標として設定されている「自立」が強制力を持った窮屈なものにも思えてきた。その内容については、「教育学の視点から捉える社会的養護」(日本子ども社会学会『子ども社会研究』24号、197-212頁)、「児童養護施設で育った子どもの「自立」」(加野芳正・榮玲子編『(仮)看護の人間学』、世織書房、2019年(刊行予定))としてまとめている。

結論としては、「自立」という目標が持つ圧倒的な魅力を理解しながらも、そこに縛られない生き方や支援の在り方も模索されるべきだと主張している。つまり、「自立に至るまでの経緯を明らかにし、自立に向けた支援策を考察する」という当初の研究の目的の一部を手放す結論に至っている。そのため、研究成果報告として不十分な出来だと評価されるかもしれないが、これも研究を進める中でみえてきた内容である。ご容赦いただきたい。

他方、研究を進める中で、当初は予定していなかった、新たな問題設定にもたどり着いた。「教育」と「福祉」との関係を問う、ということである。児童福祉施設である児童養護施設で育った子どもたちの社会的包摂の手段として、高等教育機関への進学が期待されていること、また、教育の世界における支援の拡大が高等教育機関においても散見されるようになったこと等、大学における支援を考えるのであれば、これが見過ごせない問いであることに分析の過程

で気づいた。そのため、児童養護施設入所経験者を対象とした奨学制度を設けている大学・短期大学の教職員を対象とした調査も研究期間中にあわせて実施し、その結果を「児童養護施設入所経験者受け入れ大学・短期大学における「支援」の拡大と限界」(日本教育社会学会第70回大会、2018年)としてまとめた。

(2)得られた成果の位置づけ

本研究を通して得られた成果を要約すると、大学に進学した児童養護施設入所経験者が「自立」に至る経緯とそのために必要とされる支援を明らかにしたことと、その一方で、「自立」という目標そのものを相対化する必要性を指摘したことにある。これらの指摘は、2020 年度を目途に高等教育の無償化の議論が進んでいる現在、研究当初、想定していた以上に重要な意味合いをもつようになったと考えている。

「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた関係閣僚会合」において、高等教育無償化の背景は、次のように説明されている。

低所得世帯の者であっても、社会で自立し、活躍することができる人材を育成する大学等に修学することができるよう、その経済的負担を軽減することにより、我が国における急速な少子化への進展への対処に寄与するため、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対して、授業料及び入学金の減免と 給付型奨学金の支給を合わせて措置する(「高等教育の無償化の趣旨」高等教育無償化の精度の具体化に向けた方針の概要(2018)より)。

すなわち、社会的自立のための高等教育進学という方針が示されている。この方針に対して、本研究は、具体的な支援策を提示できたといえる。その一方、繰り返される「教育機会の獲得を通した社会的包摂」という方針そのものに対して、本研究は限界を指摘することもできた。具体的には、「施設エリート」(妻木進吾(2011)「児童養護施設経験者の学校から職業への移行過程と職業生活」『児童養護施設と社会的排除 家族依存社会の臨界』解放出版社、133-155 頁。)として大学に進学した児童養護施設入所経験者たちは、"優等生"として育つことによってかえって「自立」を妨げられる傾向もみられた。事例を検証することで、2020 年の高等教育無償化後に想定される課題をあらかじめ抽出することができたといえる。

(3)今後の展望

先述の通り、本研究は「大学に進学した児童養護施設入所経験者が自立に至るまでの経緯を明らかにし、自立に向けた支援策を考察すること」を目的としていた。けれども、調査の過程で、児童養護施設入所経験者たちに設定された「自立」という目標に疑問を抱き、そこに縛られない生き方や支援の在り方も模索されるべきだと主張するに至った。つまり、「自立」という圧倒的な目標の魅力を理解しながらも、それを相対化する視点も同時に得るべきだと主張している。

しかし、インタビューに協力してくれた児童養護施設入所経験者たちに示す結論としては、これだけでは無責任な気がしてならない。彼らが縛られざるをえなかった目標を否定することは、彼らの生き方を否定することだとも解釈されかねない(もちろんそうではないのだが)。また、本研究の結論は、彼らの目標を見えなくさせ、迷走する状況を作り出すことにも寄与しかねない。こうした事態は報告者の望むところではない。

そのため、「自立」という目標に疑問を呈するのであれば、同時にその目標に代わる道も用意しなければならないのではないかと考えている。その一つとして期待しているのが、人的ネットワークの形成である。幸いにも、科研の採択をいただき(「児童養護施設退所者のつながり支援に関する研究」2018-2020 年度科学研究費補助事業(基盤研究(C))(課題番号 18K02415))、今後数年間はこの問題に取り組むことができそうである。そこでの分析結果もふまえ、インタビューに協力してくれた児童養護施設入所経験者たちに示す結論としたい。

5 . 主な発表論文等

〔雜誌論文〕(計4件)

西本佳代 (2018) 「教育学の視点から捉える社会的養護」日本子ども社会学会『子ども社会研究』24号、197-212頁。査読有

西本佳代 (2015) 「児童養護施設入所経験者の大学生活」日本子ども社会学会『子ども社会研究』21号、203-219頁。査読有

西本佳代(2015)「児童養護施設入所経験者の大学生活を支えたもの」中国四国教育学会『教育学研究紀要(CD-ROM版)』第61巻、632-637頁。査読無

[学会発表](計5件)

西本佳代「児童養護施設入所経験者受け入れ大学・短期大学における「支援」の拡大と限界」

日本教育社会学会第70回大会、2018年

西本佳代「教育学の視点から捉える社会的養護」日本子ども社会学会第 24 回大会、2017 年 西本佳代「子どもの貧困と大学教育」日本教育学会四国地区研究活動、2016 年

西本佳代 「児童養護施設入所経験者にとっての大学進学という経験」日本教育社会学会第68 回大会、2016年

西本佳代「児童養護施設入所経験者の大学卒業を支えたもの」中国四国教育学会第 67 回大会、2015 年

[図書](計2件)

西本佳代「児童養護施設で育った子どもの「自立」」加野芳正・榮玲子編『(仮)看護の人間学』、世織書房、2019年(刊行予定)。

西本佳代『大学に進学した児童養護施設入所経験者の自立に関する研究』(平成 27~29 年度 科学研究費助成事業)成果報告書。

[その他](計1件)

西本佳代「若者支援について:支援者がつながる」高松市若者支援協議会講演、2018年

6. 研究組織

- (1)研究分担者 該当なし
- (2)研究協力者 該当なし